外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則（平成二十八年法務省厚生労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後

別表第一

一～五の二　（略）

六　その他（十三職種二十一作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
クリーニング	リネンサプライ仕上げ	リネンサプライ技能実習評価試験	一般社団法人日本リネンサプライ協会
	一般家庭用クリーニング作業	一般家庭用クリーニング作業技能実習評価試験	一般社団法人クリーンライフ協会
（略）			

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（二十一職種三十九作業）

職種	作業
（略）	
クリーニング	リネンサプライ仕上げ
	一般家庭用クリーニング作業
（略）	

八　（略）

改正前

別表第一

一～五の二　（略）

六　その他（十三職種二十一作業）

職種	作業	試験	試験実施者
（略）			
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ	リネンサプライ技能実習評価試験（新設）	一般社団法人日本リネンサプライ協会
			（新設）
（略）			

七　（略）

別表第二

一～六　（略）

七　その他（二十一職種三十八作業）

職種	作業
（略）	
リネンサプライ	リネンサプライ仕上げ（新設）
（略）	

八　（略）

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（技能実習計画等に関する経過措置）

2　この省令の施行前に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第八条第一項の認定の申請がされた技能実習計画であってこの省令による改正前の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第二第七号の表中リネンサプライの項に係る技能実習計画及び当該技能実習計画に基づき行われる技能実習は、それぞれこの省令による改正後の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則別表第二第七号の表中クリーニングの項に係る技能実習計画及び当該技能実習計画に基づき行われる技能実習とみなす。